

総選挙後の政治状況と改憲動向

愛敬浩二 (名古屋大学)

1 「12.16 総選挙」の意味

(1)選挙結果——自民党の一人勝ちと戦後最低の投票率 (59.32%)

(2)小選挙区制への反省?——歓迎すべきか動向か?

読売新聞 2012/12/17 記事『「ねじれ」悪用をやめよ』(政治部長 永原伸)

「小選挙区の見直しも待たない。議席の増減の振幅が激しくこれでは政治家が育たない。脱原発や増税反対といった大衆迎合的な主張が目立つのも、小選挙区制の特徴だ。中選挙区制に戻すことも選択肢に、選挙制度の抜本的改革論議を本格化させる時である」→読売新聞 2012年12月24日社説

*「政治改革」の目的は達成?→革新系野党の壊滅

2 現在の「改憲」問題

(1)2000年代改憲の目的——「強い国家」と「小さな政府」

①9条改憲の思惑——海外での軍事行動を可能にすること

②新自由主義「構造改革」のための改憲

cf. 自民党・憲法改正草案大綱(たたき台)(2004/11/17)の社会権の取り扱い

*明文改憲に熱心な財界 cf. 日経社説(2007/05/15)「画期的な憲法国民投票法の成立」

*新自由主義「構造改革」の下での社会統合→新保守主義(渡辺治)

(2)「混迷する政治」の中で一貫している政策——日米安保のグローバル化と自衛隊の変容

①米軍再編の意味

(a)「新ガイドライン」(1997年)と米軍再編→日米安保のグローバル化

・米軍再編の本質 cf. アーミテージ・レポート(2000年)の有事法制論

*「尖閣諸島問題」で「得」をしたのは誰か? 韓国政府関係者の評価(朝日新聞 2010/10/15)

(b)在日米軍・自衛隊の「共同運用」へ→自衛隊の「下請け」化

②防衛計画に関する懇談会報告書——自民・民主の「対立」を超えて?

→共通の課題=「小国主義」の廃棄

3 自民党「日本国憲法改正草案」(2012年4月27日)の検討

*詳しくは、愛敬浩二「自民党『日本国憲法改正草案』のどこが問題か」世界 2013年3月号を参照

(1)自民党改憲草案の政治的意味——「総選挙対策」と「自民党の本質」

(2)自民党改憲草案の主な内容

①保守主義的規定

(a)前文の全面改定: 平和的生存権の削除、「社会契約の論理」の抹消

(b)天皇の元首化(1条)

(c)国旗・国歌(3条)、元号(4条)

②安全保障にかかわる規定

(a)現行9条2項の削除→「国防軍」の創設(9条の2)、軍事裁判所の設置(9条の2・5項)

- (b)領土の保全（9条の3）、在外国民の保護（25条の3）
- (c)緊急事態条項（98条、99条）→「惨事便乗型改憲」（森英樹）

③人権規定——人権保障の弱体化

- (a)現行の「個人の尊重」（13条）を「人の尊重」（13条）へ変更
- (b)自由・権利に責任・義務が伴うことの確認、公益・公秩序による制約（12条）
- (c)政教分離の緩和（20条3項）
- (d)公益・公秩序を害する結社の禁止（21条2項）
- (e)家族保護条項（24条） * 24条2項の「個人の尊厳と両性の本質的平等」は存置
- (f)公務員の労働基本権の制限の明文化（28条2項）

④統治機構——大幅な手直しはなし cf. 長谷部恭男コメント（朝日新聞 2012/04/28）

⑤立憲主義の形骸化——深刻

- (a)国民の憲法尊重擁護義務（101条1項）→天皇・摂政の義務を免除（同条2項）
 - (b)改憲要件の緩和（100条）→衆参両院（総議員）の過半数+国民投票
- * 諸外国の例
- ・アメリカ合衆国：両院の3分の2以上による発議又は3分の2以上の州議会の要請による憲法会議の発議修正と、4分の3以上の州議会又は4分の3以上の州における憲法会議による承認（5条）
 - ・ドイツ：両院の3分の2以上の同意を必要とする基本法改正法律による改正（79条）

4 安倍政権の改憲戦略と現在の政治状況

(1)安倍政権の現在の改憲戦略

- ①明文改憲：改憲要件の緩和→「現行96条は国民主権を軽視」と批判
- ②解釈改憲（constitutional change）→集団的自衛権行使の容認

(2)第183通常国会での安倍発言

- ①所信表明演説（01/28）：改憲・集団的自衛権に言及なし
- ②答弁での改憲表明：改憲発議要件の緩和（01/30）、「国防軍」の創設（02/01）

(3)一度目は喜劇として、二度目は？——第一次安倍内閣から何が変わったか？

- ①明文改憲の「天王山」→2004～2006年 cf. 愛敬浩二『改憲問題』（ちくま新書、2006年）
→明文改憲への「歯止め」となったもの
- (a)「9条の会」を中心にした9条擁護の運動とそれに連動した世論の動き
- (b)小泉郵政解散(2005年)→民主党の「野党化」 cf. 2007年参議院選挙（小沢代表）

②明文改憲に有利な条件の成立

- (a)国内情勢：民主党の分裂と維新の会の躍進→公明党は「歯止め」たりえない
 - (b)国際情勢：ブッシュ政権とオバマ政権の違い。尖閣諸島等の領土問題。
- * 国民を保護する責任を放棄した国家は、愛国主義や領土問題に熱中する。

おわりに——私たちの課題

【資料1】「12.16 総選挙」の意味

(1)選挙結果——自民党の一人勝ちと戦後最低の投票率 (59.32%)

【2012年総選挙の結果】

	小選挙区			比例区			合計	
	得票率	議席数	率	得票率	議席数	率	議席数	率
自民党	43.0	237	79.00	27.66	57	31.63	294	61.25
民主党	22.8	27	9.00	16.03	30	16.94	57	11.88
公明党	1.48	9	3.00	11.84	22	11.86	31	6.46
共産党	7.87	0	0.00	6.12	8	4.51	8	1.67
社民党	0.75	1	0.33	2.34	1	0.56	2	0.42
日本維新の会	11.64	14	4.66	20.37	40	22.59	54	11.25
未来の党	5.01	2	0.66	5.67	7	3.38	9	1.88
みんなの党	4.70	4	1.33	8.67	14	7.90	18	3.75

*参議院の現勢力(236 議席=欠員 6)：自民 83、公明 19、民主 88、共産 6、社民 4、維新 3、みんな 11、未来 8。その他 14

【参考：2009年総選挙の結果】

	小選挙区			比例区			合計	
	得票率	議席数	率	得票率	議席数	率	議席数	率
民主党	47.4	221	73.7	42.4	87	48.3	308	64.2
自民党	38.7	64	21.3	26.7	55	30.6	119	24.8
公明党	1.1	0	0.0	11.5	21	11.7	21	4.4
共産党	4.2	0	0.0	7.0	9	5.0	9	1.9
社民党	1.9	3	1.0	4.3	4	2.2	7	1.5
共産党(2005年)	7.2	0	0.0	7.2	9	5.0	9	1.9

(2)衆議院は改憲派の「牙城」へ? Cf. 毎日新聞 2012/12/18

*衆院選候補者アンケートを基に当選者の回答を再集計

①集团的自衛権の見直し 賛成 78%、反対 17%

②憲法9条の改正 賛成 72%、反対 21%

(3)安倍首相への期待? Cf. 朝日新聞 2012/12/19

①政権交代が起きて よかった 57%、よくなかった 16%

②安倍総裁に期待 する 51%、しない 42%

③自民党大勝の理由 自民の政策を支持 7%、民主政権に失望 12%

【資料2】9条改憲に関する世論動向

改憲の是非	読売 2004.4	読売 2005.4	読売 2006.4	読売 2007.4	読売 2008.4	読売 2009.4	朝日 2007.5	朝日 2008.5	朝日 2009.5
賛成	65.0	60.6	55.5	46.2	42.5	51.6	33	23	26
反対	22.7	26.6	32.2	39.1	43.1	36.1	49	66	64

【資料3】戦後日本の「小国主義」

* 渡辺治「高度成長と企業社会」同編『日本の同時代史 27 高度成長と企業社会』を参照

(1) 「小国主義」的政策：「専守防衛」論、非核3原則、武器輸出3原則、防衛費GNP 1%枠など。

① 基盤的防衛力構想：1976年三木内閣の下で決定された防衛力のあり方についての構想。米ソのデタントを背景として、従来の「本格化した限定戦争」に対処しうる「所要防衛力構想」が見直され、「限定的かつ小規模な侵略」に備える「十分な警戒態勢」と「均衡のとれた態勢」を基準とすることになった。その際、防衛費GNP 1%枠も決定された。

② 武器輸出3原則：佐藤栄作内閣が決定（1967年）。以下の場合、武器輸出は禁止。(a) 共産圏向けの場合、(b) 国連決議により武器輸出が禁止されている国向けの場合、(c) 国際紛争の当事国向けの場合。三木武夫内閣の下で強化（1976年）。(d) 3原則対象地域に対する武器輸出の禁止、(e) 3原則対象地域以外の地域に対する武器輸出を慎む、(f) 武器製造関連設備の輸出は武器輸出に準ずる。

(2) 「小国主義」の形成

① 戦後平和運動の興隆（反基地・反原爆）と50年代改憲の挫折

② 60年安保闘争の意義→明文改憲運動の停滞へ

* 安保闘争の際の岸信介の自衛隊活用論。cf. 内田健三『戦後日本の保守政治』（岩波新書）

【資料4】自民党「日本国憲法改正草案」（2012年4月27日）の抜粋

「日本国憲法改正草案」と「日本国憲法改正草案Q&A」（2012年10月）は以下のHPから取得可能。
<http://www.jimin.jp/activity/colum/116667.html>

（前文）

① 日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴いただく国家であって、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。

② 我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占めており、平和主義の下、諸外国との友好関係を増進し、世界の平和と繁栄に貢献する。

③ 日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する。

④ 我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる。

⑤ 日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する。

（国旗及び国歌）

第3条 国旗は日章旗とし、国歌は君が代とする。

2 日本国民は、国旗及び国歌を尊重しなければならない。

第二章 安全保障

（平和主義）

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。

2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。

（国防軍）

第9条の2 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする**国防軍を保持する**。

2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に

服する。

3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。

4 前二項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。

5 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、**国防軍に審判所を置く**。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。

(領土等の保全等)

第9条の3 国は、主権と独立を守るため、**国民と協力して**、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。

国民の責務

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力により、保持されなければならない。国民は、これを濫用してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に**公益及び公の秩序**に反してはならない。

(人としての尊重等)

第13条 全て国民は、**人として**尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない。

9章 緊急事態

(緊急事態の宣言)

第98条 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

(2～4項は省略)

緊急事態の宣言の効果

第99条 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。

3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の**指示に従わなければならない**。この場合においても、第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。

(2項・4項は省略)

10章 改正

第100条 この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発議により、両議院のそれぞれの総議員の**過半数の賛成**で国会が議決し、国民に提案してその承認を得なければならない。この承認には、法律の定めるところにより行われる国民の投票において**有効投票の過半数の賛成**を必要とする。

2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、直ちに憲法改正を公布する。

(憲法尊重擁護義務)

第102条 **全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。**

2 国会議員、国務大臣、裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負う。

【資料5】 在日米軍の存在理由

(1)米軍が日本に駐留している理由 (朝日新聞 2010/12/24)

	日本の防衛	米国の世界戦略	日本の軍事大国化の抑止
日本 1999 年調査	31%	38%	19%
日本 2010 年調査	42%	36%	14%
米国 1999 年調査	12%	34%	49%
米国 2010 年調査	9%	59%	24%

(2)米軍の世界的配置 (2002 年 10 月・梅林宏道『米軍再編』11 頁の表から作成)

国	兵員数	基地の数	基地の面積 (エーカー)
ドイツ	72,000	250	158,000
イタリア	16,000	30	6,000
イギリス	12,000	20	7,000
日本	51,000	50	127,000
(沖縄)	(21,000)	(20)	(93,000)
韓国	36,000	80	60,000

「米軍再編」により、韓国(12,500)、ドイツ(35,000)は本国へ

(3)主要国の受け入れ国支援比較 (2001 年。久江雅彦『米軍再編』21 頁の表から作成)

	駐留米軍人数	直接支援	間接支援	合計	1 人当たり
日本	39,691	34 億 5663 万	11 億 1485 万	46 億 1485 万	11 万 6269
韓国	37,972	4 億 6545 万	3 億 8465 万	8 億 5010 万	2 万 2388
ドイツ	71,434	821 万	8 億 5345 万	8 億 6166 万	1 万 2062
イタリア	11,854	290 万	3 億 2403 万	3 億 2403 万	2 万 7335
イギリス	11,361	2006 万	1 億 1384 万	1 億 3390 万	1 万 1786

金額は米ドル。「直接支援」とは、「各国の国家予算に計上される経費で米軍駐留経費を直接負担するもの」。

「間接支援」とは、「税金や各種料金、賃貸料等の諸経費の免除」

【資料6】 日米中3か国の経済的結び付き (朝日新聞 2010/12/24)

日本の輸出入総額に占める比率：米国 13%、中国 20%

中国の輸出入総額に占める比率：日本 10%、米国 14%

米国の輸出入総額に占める比率：日本 6%、中国 14%

*米国の世論：日本>中国=33% 日本<中国=50%